

令和 8 年度やまがた緑環境税事業活用事業 《事業の概要》
(森林ノミクス推進課所管事業)

- 1 荒廃森林緊急整備事業
- 2 森林資源再生事業
- 3 森林資源循環利用促進事業
- 4 広葉樹林健全化促進事業

1 荒廃森林緊急整備事業 (R8: 598,656 千円) [うちやまがた緑環境税 504,978 千円]

■人工林整備 (手入れが不十分で荒廃のおそれのある人工林の整備)

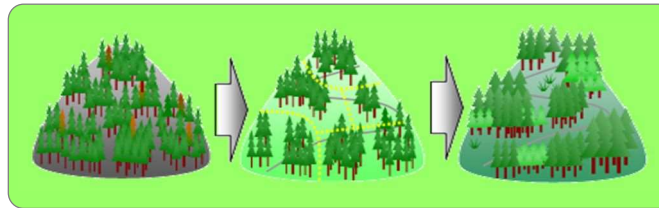
事業量 734ha 277,037 千円 (やまがた緑環境税 183,359 千円、国庫補助金等 93,678 千円)

- ①県実施 (委託事業) : 森林整備 537ha
- ②森林組合等実施 (補助事業) : 森林整備 197ha

1 針葉樹林維持型

(スギ人工林を再生し環境に配慮した森林経営を展開)

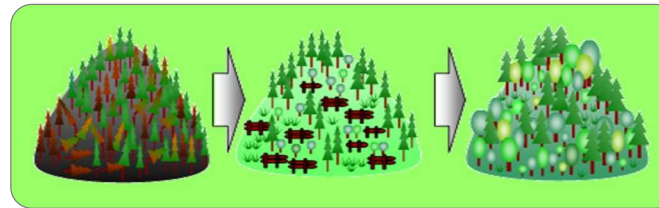
管理放棄された針葉樹人工林を再生し長期的な管理を継続するため、不良木の間伐及びこれに必要な森林作業道の設置などを実施



2 針広混交林型

(水源かん養など公益的機能の高い森林を育成)

管理保全された針葉樹人工林を広葉樹が入り交じった公益的機能の高い森林に誘導するため、強度の間伐等を実施



■里山林整備 (病虫害被害などで活力が低下している里山林の再生)

事業量 426ha 321,619 千円 (やまがた緑環境税 321,619 千円)

- ①県実施 (委託事業) : 森林整備 361ha
- ②市町村実施 (補助事業) : 森林整備 65ha
 - ・幹線道路沿いなどにある景観が悪化している森林の景観改善及び野生動物との緩衝帯設置を目的とした森林整備に対する補助

病虫害や気象害等の被害木の伐採、広葉樹の植栽及び簡易土留柵の設置など



令和8年度取り組み

間伐と作業道設置による、健全な森林経営の推進



水源かん養機能や土砂流出防止機能の維持増進のための針広混交林整備の推進



気象害や病虫害などで活力が低下した里山林の整備や森林景観の整備、人と動物との共存林の整備の推進



2 森林資源再生事業 (R8: 22,852 千円)

1 目的

- 人工林の伐採跡地において、造林を行わず放置することで、森林の再生が遅れ公益的機能が低下することが懸念される。
- その一方で多くの森林所有者は、所有規模が小さいことや主伐の収益の低さのため、再造林に踏み切れない状況にある。
- このため、主伐後の再造林を推進し、公益的機能の低下をくい止め、森林の保全と利用が両立された持続的な森林管理を行っていく必要がある。

2 事業の概要

① 再造林経費支援事業

- 事業内容：森林の有する公益的機能の維持増進及び持続的な発揮を図るために、再造林に要する経費の一部を支援する。
- 事業主体：森林組合、林業事業体 等
- 事業量：110ha
- 事業費：20,854千円（やまがた緑環境税）
- 補助率：再造林の1ha当たり標準経費の12%相当額

② 小規模森林所有者造林支援事業

- 事業内容：森林所有者が自ら小規模再造林を実施する場合における再造林を促進するため、再造林の標準経費の24%相当額を補助する。
- 事業主体：森林所有者等
- 事業量：4ha
- 事業費：1,553千円（やまがた緑環境税）
- 補助額：再造林の1ha当たり標準経費の24%相当額

③ 苗木購入経費支援事業

- 事業内容：小面積で森林経営計画が作成できず、皆伐後の再造林の国庫補助事業を活用できない場合などに、再造林に要する苗木購入経費を支援する。
- 事業主体：森林所有者、森林組合、林業事業体 等
- 事業量：1ha
- 事業費：445千円（やまがた緑環境税）
- 補助額：苗木購入費用の全額（100%）



皆伐跡地

3 森林資源循環利用促進事業 (R8: 25,900千円)

1 目的

森林環境緊急保全対策事業などで発生する間伐材等については、搬出経費が高く、採算が合わないことなどから低質材が利用されない状況にある。こうした低質材について、集成材用ラミナや合板、チップやペレット等のバイオマス燃料での利用拡大を図る目的で、運搬経費に対して支援を行い、環境の保全と森林資源の循環利用を図る。

2 事業内容

民有林の間伐等で発生する木材を、ラミナ(集成材)や合板等の用材及び熱利用や発電用のチップ・ペレット等の木質バイオマス燃料として利用するための搬出に要する経費を支援する。

①補助対象者

間伐材の伐採・搬出に関する調整等を通じて、工場と出荷に関する協定書等を結び、出荷する団体等

②事業量

50,000m³

③補助率

定額(出荷先の区分別に400~1,700円/m³を上限)



4 広葉樹林健全化促進事業 (R8: 800千円)

1 目的

ナラ枯れ被害の拡大の恐れのある森林を伐採し、チップやペレットに利用しながら害虫駆除と、切り株からの萌芽更新による森林の若返りを図る。

2 事業内容

ナラ枯れ被害木等の伐採、搬出及び作業道の設置に要する経費を支援する。

①事業主体 伐採搬出を行う県内の森林所有者や森林組合、素材生産業者

②事業量 800m³

②補助額 伐採木の搬出利用 1,000円/m³ (事業量 800m³×1,000円/m³=800千円)

③補助要件 搬出に不利な立地条件にあるナラ枯れ被害林において、被害木を含む広葉樹等の皆伐を実施し、伐採木の搬出に必要な作業道を開設し、すべての伐採木を搬出利用するもの。

